

第1章 社会福祉士と成年後見——権利擁護の視点から

1	はじめに	1
2	権利擁護の考え方	1
	(1) 憲法と人権——人権とは、権利とは	1
	(2) 個人の権利とその擁護	2
3	権利擁護を支える理念	3
	(1) 自己決定権の尊重と本人中心（パーソンセンタード）	3
	(2) エンパワメント	5
	(3) ソーシャルワーク専門職としてのアカウンタビリティ	6
	(4) セルフアドボカシー	6
4	権利擁護の諸制度	9
	(1) サービス評価、情報開示、相談、苦情解決、オンブズマン	9
	(2) 高齢者虐待防止法と成年後見制度	11
	(3) 地域包括支援センターと成年後見制度	16
	(4) 障害者虐待防止法と成年後見制度	17
	(5) 障害者総合支援法と成年後見制度	20
	(6) 日常生活自立支援事業と成年後見制度	20
5	社会福祉士が成年後見に取り組む意義	22
	(1) 本人の権利擁護者（アドボケイター）としての成年後見人等	22
	(2) 市民をサポートする専門職として	24
6	成年後見人等の倫理	26
	(1) 社会福祉士の倫理綱領	26
	(2) 成年後見人等の倫理	27
	(3) 成年後見人等として踏まえるべき視点・倫理	28
7	おわりに——成年後見人等としての社会福祉士に望むこと、市民 後見人等について	30
8	未成年後見	31
	(1) 未成年後見とは	31
	(2) 財産管理と身上監護	32
	(3) 社会的養護の状況	32
	(4) 起こりうる問題の例	33
	(5) 生活行動上の特徴、自立への支援	34

第2章 制度をめぐる動向

1	障害者権利条約の批准 ……………	35
(1)	障害者権利条約に至るまでの過程……………	35
(2)	障害者権利条約の批准～医学モデルから社会モデルへ……………	36
(3)	障害者権利条約の目的と方向……………	36
(4)	障害者権利条約と社会福祉士……………	37
2	障害者差別解消法の成立 ……………	37
(1)	障害者権利条約と障害者差別解消法の関係……………	37
(2)	差別の規定……………	37
(3)	障害者差別解消法の内容……………	38
(A)	基本的位置づけと目的……………	38
(B)	基本方針の策定……………	38
(C)	「差別的取扱い」の禁止……………	38
(D)	合理的配慮不提供の禁止……………	38
(E)	行政機関等の職員のための対応要領の策定……………	39
(F)	事業者のための対応指針の策定……………	39
(G)	事業主による差別解消の推進のための措置……………	39
(H)	環境の整備……………	39
(I)	実効性の確保……………	39
(4)	差別解消のための支援措置……………	39
(A)	相談および紛争の防止・解決のための体制の整備……………	39
(B)	啓発活動および情報収集……………	39
(C)	障害者差別解消支援地域協議会の設置……………	39
(5)	障害者差別解消法と社会福祉士……………	40
3	精神保健福祉法の改正 ……………	40
(1)	精神保健福祉法の歴史……………	40
(2)	精神保健福祉法における「保護者」制度……………	41
(3)	現行法における成年後見人・保佐人の役割と課題……………	42
4	介護保険の動向 ……………	42
(1)	はじめに……………	42
(2)	基本指針……………	43
(3)	改正法の概要……………	43
(A)	保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進……………	43
(B)	新たな介護保険施設の創設……………	44
(C)	地域共生社会の実現に向けた取組の推進……………	44
(D)	現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し……………	44
(E)	介護納付金における総報酬割の導入……………	44
(4)	まとめ……………	44

5	成年後見制度利用促進基本計画	44
(1)	成年後見制度利用促進基本計画の性格、対象期間	45
(2)	成年後見制度の利用促進に係る基本的な考え方	45
(3)	今後の施策の目標	45
(4)	工程表	46
(5)	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	46
6	意思決定支援	48
(1)	意思決定支援とは	48
(2)	イギリス「意思決定能力法 (MCA)」	48
(3)	日本におけるガイドライン	49
(4)	「意思決定支援に配慮した成年後見制度活用のための手引き」	50

第3章 社会福祉士会と成年後見活動

1	社会福祉士会が成年後見活動に取り組んできた経緯と意義	53
(1)	社会福祉士のミッションとしての権利擁護とばあとなあ設置	53
(2)	ばあとなあの沿革	53
(A)	成年後見制度の研究と民法改正のための提言活動	53
(B)	成年後見センターばあとなあ設置と基盤整備	54
(C)	権利擁護センターばあとなあへの名称変更	54
(D)	権利擁護をめぐる展開	55
(E)	権利擁護をめぐる展開とばあとなあ活動の広がり	56
2	権利擁護センターばあとなあ組織と機能	57
(1)	会員が後見活動を行うにあたってのシステム	57
(A)	成年後見人養成研修	57
(B)	ばあとなあ名簿登録	57
(C)	ばあとなあ活動報告書	60
(D)	社会福祉士賠償責任保険	60
(2)	本会ばあとなあ役割	60
(A)	調査研究・提言事業	60
(B)	都道府県ばあとなあ支援事業	61
(C)	賠償責任保険	62
3	ばあとなあ現況	62
(1)	ばあとなあ受任状況	62
(2)	社会福祉士の後見活動の特徴	62
4	本会ばあとなあ活動実績	63
(1)	受任者支援のためのマニュアル等の整備	63
(A)	利益相反	63
(B)	身元保証人等	63

(C) 職務専念義務等との関係	64
(2) 研究・提言	64
(A) 市町村長申立ておよび成年後見制度利用支援事業に関するもの	64
(B) 成年後見制度等の見直しに関するもの	65
(C) 市民後見人等を活用する公的システムづくりに関するもの	65
(D) 後見制度支援信託	66
(E) 成年被後見人の選挙権	66

第4章 成年後見制度の解説

1 判断能力が不十分な者の権利擁護としての成年後見制度	67
(1) 法律行為	67
(2) 意思能力	67
(3) 行為能力	68
(4) 具体的な事例	68
(5) 「家族が事実上代理する」ということでは駄目なのか	69
(6) その他、成年後見制度が必要となる事例	70
2 成年後見制度の概要	72
(1) 旧制度（禁治産、準禁治産制度）の問題点	72
(2) 改正の趣旨と理念	72
(3) 法定後見制度と任意後見制度	72
3 法定後見制度	73
(1) 成年後見・保佐・補助の制度	73
(A) 対象者	73
(B) 法定後見制度と資格制限	74
(C) 申立権者	74
(D) 代理権・同意権・取消権	75
(E) 成年後見の概要	76
(F) 保佐の概要	76
(G) 補助の概要	77
(2) 後見等開始の審判の申立てと手続	78
(A) 申立て	78
(B) 提出書類	78
(C) 事件処理の流れ	79
(3) 成年後見人等の選任と職務	82
(A) 成年後見人等の選任	82
(B) 成年後見人等の職務	84
(C) 成年後見の費用	87
(D) 後見制度支援信託	87

(4) 成年後見監督人等の制度	88
(A) 成年後見監督人等の選任	88
(B) 成年後見監督人等の職務	88
(5) 成年後見等の終了	89
(A) 後見等の終了事由	89
(B) 後見終了時の職務	89
4 任意後見制度	89
(1) 任意後見制度の概要と活用の仕方	89
(A) 任意後見制度の必要性	89
(B) 任意後見制度の概要	90
(C) 任意後見制度の利用形態	91
(2) 任意後見契約と開始の手続	91
(A) 任意後見契約の締結	91
(B) 任意後見の開始	93
(3) 任意後見人の事務	94
(4) 任意後見監督人の職務	95
(5) 法定後見との関係	95
5 成年後見登記制度の概要	96
(1) 成年後見登記制度の創設	96
(2) 成年後見登記事務	96
(3) 法定後見の登記	97
(4) 任意後見の登記	97
(5) 登記事項証明書の交付	97
6 公的補助制度	97
(1) 成年後見制度利用支援事業	98
(2) 日本司法支援センター（法テラス）による民事法律扶助	98
7 日常生活自立支援事業	99
(1) 制度の概要	99
(2) 契約締結能力	100
(3) 援助の限界	100
(4) 日常生活自立支援事業と成年後見制度	101
8 審判前の保全処分	101

第5章 成年後見活動のための精神医学

1 成年後見制度における判断能力の判定と鑑定書・診断書の作成	103
(1) 成年後見制度における医師の鑑定・診断の位置づけ	103
(2) 鑑定と診断の相違と医師の資格	103
(3) 鑑定・診断を行うにふさわしい医師とは	103

(4) 鑑定・診断の実際	104
2 成年後見制度における対象者の理解	105
(1) 認知症	105
(A) 脳の老化と記憶力の低下	105
(B) 「認知症によるもの忘れ」と「老化によるもの忘れ」との違い	106
(C) 認知症の定義	106
(D) 認知症の分類	107
(E) 認知症の臨床症状	109
(F) 認知症の治療	113
(2) 知的障害	114
(A) 精神医学における知的障害	114
(B) 知的能力障害の重症度	115
(C) 知的能力障害の原因	115
(D) 治療	116
(3) 精神疾患群	116
(A) 統合失調症	116
(B) 気分（感情）障害	123
(C) その他（パーソナリティ障害など）	124
(4) 高次脳機能障害	125
(A) 高次脳機能障害の概念	125
(B) 高次脳機能障害の診断基準	126
(C) 高次脳機能障害の症状	127
(D) 高次脳機能障害に対する治療	128
(E) 高次脳機能障害者に対する支援の現状と課題	129
3 障害特性に応じた対応の留意点	129
(1) 認知症高齢者	130
(A) コミュニケーション上の配慮	131
(B) 能力や生活の状況を把握するときの配慮	131
(2) 知的障害者	132
(A) 知的障害者の定義	132
(B) 知的能力の水準と実年齢に配慮した対応	133
(C) 他の障害とは異なる知的障害者の能力に対する配慮	134
(D) 社会で傷つき疲れていることへの配慮	134
(E) 日常生活能力を評価するときの配慮	135
(F) 対人場面での社会経験の不足に対する配慮	135
(G) 知的障害者の自己決定に対する配慮	136
(H) 知的障害者とのコミュニケーションにおける配慮	137
(I) 情報収集における配慮	138
(3) 精神障害者	138
(A) 精神障害者の定義と特性	138

(B) 面接の際の配慮	139
(4) 自閉症スペクトラム（自閉スペクトラム症）	140
(A) 言葉でのコミュニケーションは苦手	142
(B) 「暗黙の了解」や社会的常識から察しなければならないことは苦手	142
(C) 1つのルールを一般化して理解するのが苦手	142
(D) 何回も面接を重ねてもなかなか人間関係が深まらないことがある	142
(E) 急な予定の変更や目新しいことは苦手	142
(F) 得意な部分に目を向けるだけでなく、苦手な部分に配慮しかかわる	142
(G) 選択的自己決定も重要な意思表示になる	143
(H) 知的能力に支障がない自閉症スペクトラムの人には特別な配慮が必要となる	143
(I) 注意欠陥多動症（ADHD）がある人にも特別な配慮が必要である	143
(5) 高次脳機能障害	144

第6章 家庭裁判所の実務の理解

1 家庭裁判所の組織と機能	147
2 家庭裁判所における裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官等の役割	147
(1) 裁判官	147
(2) 裁判所書記官	148
(3) 家庭裁判所調査官	148
(4) 家事調停委員・参与員	148
3 家庭裁判所における家事審判手続と成年後見人等の職務	148
(1) 申立手続	149
(A) 申し立てる裁判所	149
(B) 申立てができる人	149
(C) 申立てに必要な書類	150
(D) 申立てに必要な費用	151
(E) 申立ての取下げの制限	152
(2) 後見等開始事件の手続の流れ	153
(A) 申立人および成年後見人等候補者からの聴取	154
(B) 本人からの陳述聴取等	154
(C) 鑑定	154
(D) 親族照会	155
(3) 後見等開始審判の流れと審判後の手続	156
(4) 成年後見人等の選任の現状	156
(5) 成年後見人等の基本的職務	157
(6) 家庭裁判所による成年後見人等の監督	157

(7) 後見制度支援信託	158
(8) 成年後見人等が行う各種申立て	159
(A) 居住用不動産処分の許可申立て	159
(B) 特別代理人等の選任の申立て	159
(C) 報酬付与の申立て	159
(D) 成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託の申立て	159
(E) 郵便物等の回送嘱託の取消し・変更の申立て	160
(F) 成年被後見人の死亡後の死体の火葬または埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可申立て	160
(G) 保佐人・補助人の同意権・代理権の追加申立て	160
(9) 後見等事務の終期	161
(A) 本人の死亡	161
(B) 後見等開始審判の取消し	161
(C) 成年後見人等の辞任	161
4 専門職後見人（社会福祉士）に期待するもの	161

第7章 財産法の基礎

1 はじめに	163
2 法律行為	164
(1) 概要	164
(2) 意思と表示の不一致	164
(A) 錯誤	164
(B) 心裡留保	165
(C) 通謀虚偽表示	165
(3) 詐欺または強迫に基づく意思表示	166
(4) 無効・取消し	166
(A) 無効	166
(B) 取消し	166
(5) 代理	167
(A) 代理制度	167
(B) 代理の効力	167
(C) 代理の方式	168
(D) 代理人の権限	168
(E) 復代理	169
(F) 自己契約・双方代理	169
(G) 代理権の消滅	170
(H) 無権代理	170

3	時効	170
(1)	時効制度	170
(2)	時効の援用	171
(3)	時効の中断	172
(4)	取得時効	172
(5)	消滅時効	173
4	物権	173
(1)	物権とは	173
(2)	物権変動	173
(3)	登記制度	174
(4)	所有権（相隣関係）	174
(A)	隣地使用権、隣地立入権	174
(B)	境界	175
(C)	境界付近の工作物築造	175
(5)	抵当権	175
5	債権	176
(1)	概要	176
(2)	債務不履行	176
(A)	債務不履行の種類	176
(B)	強制履行（強制執行）	177
(C)	損害賠償	178
(D)	契約の解除	178
(3)	保証債務	179
(4)	弁済・供託	180
(5)	契約	181
(A)	契約とは	181
(B)	第三者のための契約	182
(6)	売買契約の担保責任	183
(7)	消費貸借契約	183
(8)	賃貸借契約	185
(A)	賃貸人の義務	185
(B)	賃借人の義務	186
(C)	賃貸借契約の終了	186
(9)	委任終了時の応急処分義務	187
(10)	事務管理	189
(11)	不法行為	189
(A)	一般的不法行為	190
(B)	使用者責任	190
(C)	責任無能力者の監督責任	190

6	消費者保護に関する法律	191
(1)	特定商取引法	191
(2)	割賦販売法	192
(3)	消費者契約法	193
7	民事訴訟、民事執行、民事保全、倒産	194
(1)	民事訴訟	194
(2)	民事執行	195
(3)	民事保全	196
(4)	倒産	197
(A)	破産	197
(B)	個人再生	197
(C)	選択にあたって	197

第8章 財産管理のための知識

1	財産管理に関する基本的事項	198
(1)	身上監護と財産管理の関係	198
(2)	財産管理	198
(3)	取消権の運用	199
2	財産管理の具体的方法	199
(1)	郵便物等の回送嘱託審判	199
(2)	不動産の維持・管理	200
(3)	不動産の処分	200
(A)	一般的な注意事項	201
(B)	居住用不動産の処分の許可	201
(4)	税務手続	202
(5)	債務（借金）	203
(6)	相続手続	204
3	終了事務の留意点（死後事務）	205

第9章 家族法の基礎

1	家族法の基本理念	207
(1)	家族法とは何か	207
(2)	家族法の基本理念	207
(3)	家族法の特徴とアドボカシー	207
(4)	家族法の課題とソーシャルアクション	208
(5)	家族法と社会福祉法制の連携	208

2 親族法	209
(1) 親族	209
(A) 親族とは	209
(B) 親族の意義	209
(2) 婚姻	209
(A) 婚姻と内縁	209
(B) 夫婦の権利義務	211
(C) 婚姻の死亡解消	211
(3) 離婚	212
(A) 協議離婚	212
(B) 調停離婚・審判離婚	212
(C) 判決離婚	214
(D) 離婚の効果	215
(E) 事実上の離婚（外縁）	216
(4) 子	216
(A) 胎児の特例	216
(C) 嫡出子・非嫡出子と準正	216
(C) 認知	216
(D) 普通養子縁組	217
(E) 特別養子縁組	217
(5) 親権・未成年後見	217
(A) 親権	217
(B) 未成年後見	219
(6) 扶養	220
(A) 扶養義務	220
(B) 介護義務	220
3 相続法	221
(1) 相続をめぐる民法改正の歩み	221
(2) 相続	222
(A) 相続の機能	222
(B) 共同相続制度の意味	223
(C) 相続制度の光と陰	223
(D) 相続手続	224
(E) 相続の開始原因・対象・時期・場所	224
(F) 遺産	225
(G) 配偶者の居住権の保護	226
(3) 相続人と相続分	227
(A) 法定相続人と法定相続分	227
(B) 代襲相続	229
(C) 相続欠格と廃除	229

(D) 相続人不存在、特別縁故者への分与	230
(E) 相続人の所在不明（行方不明）	230
(F) 相続の承認と放棄、事実上の放棄	231
(G) 同時死亡の推定	232
(4) 特別受益と寄与分	232
(5) 遺産分割	233
(6) 遺言	234
(A) 遺言の概要	234
(B) 遺言の方式——普通方式と特別方式	235
(C) 自筆証書遺言	235
(D) 公正証書遺言	236
(E) 秘密証書遺言	237
(F) 死亡危急者遺言	237
(G) 船舶遭難者遺言	237
(H) 隔絶地遺言	238
(I) 成年被後見人の遺言	238
(J) 遺言の無効と撤回	238
(K) 遺言書の検認と開封	239
(7) 遺贈	239
(A) 遺贈とは	239
(B) 負担付き遺贈	239
(8) 遺言の執行	240
(9) 遺留分	241
(A) 遺留分とは	241
(B) 遺留分権利者と遺留分の割合	241
(C) 遺留分額と遺留分減殺請求	242
(D) 遺留分減殺の計算式	243
(10) 相続と登記	244
(11) 相続と裁判手続	244
(12) 相続税	245
(A) 課税される相続財産	245
(B) 申告と納付	245
(C) 基礎控除	245
(D) 配偶者の税額軽減	245

第10章 身上監護のための知識

1 身上監護の基本	246
(1) 身上配慮義務	246

(A) 身上配慮義務とは	246
(B) 「身上監護」と「財産管理」の関係	247
(C) 立法担当者による「身上監護」に関する職務範囲	247
(2) 自己決定と保護の調和	249
(A) 事例から考える自己決定と保護との調和	249
(B) 本人の支援者としての成年後見人等	251
(3) 法律行為と事実行為	251
(4) 関係機関とのネットワーク	252
2 身上監護の留意点	254
(1) 住居の処分	254
(2) 精神保健福祉法における家族等と成年後見人・保佐人	254
(3) 医療行為への同意	254
(4) 身元保証、身元引受け	255
(A) 「身元保証」「身元引受け」という用語	255
(B) 基本的な考え方	255
(C) 予想される役割	255
(D) 連帯保証債務	256
(E) 身元保証契約	256
(5) 死後の事務	256
3 権利侵害に対抗するための手続	257
(1) 医療に関する問題	257
(A) 診療拒否	257
(B) 退院請求・処遇改善請求	257
(2) 住居の確保に関する問題	258
(3) 施設の入退所、処遇の監視に関する問題	259
(A) 処遇への不満、身体拘束	259
(B) 施設の入退所	260
(4) 介護・生活維持に関する問題	261
(A) 要介護認定	261
(B) 生活保護	262
(C) 刑事事件の被害者	263

第11章 受任の事務

1 就任時の事務	264
(1) 記録の閲覧	264
(2) 本人との面会	264
(3) 状況の把握	264
(4) 関係者の把握、役割分担、成年後見人の役割の説明	264

(5) 財産の引継ぎ	265
(6) 関係機関の把握・訪問、成年後見人等の説明	265
(7) 金融機関への届け出	265
(8) 財産調査	265
(9) 文書類、郵便物の確保の手配	266
(10) 親族の把握	266
(11) 登記事項証明書	267
(12) 財産目録の作成	267
(13) 後見計画の作成	267
2 初回報告後の事務	268
(1) 財産管理事務	268
(A) 預貯金の管理	268
(B) 日常的金銭管理	269
(2) 身上監護事務	269
(A) 日常生活維持のための事務	269
(B) 後見計画の見直し	272
(C) チーム全体としての支援を	272
(3) 定期的に行われる事務	273
(A) 事務環境の整備	273
(B) 記録と情報整理	273
(C) 後見事務費の支出	273
(D) 定期的に家庭裁判所へ報告	273
(E) 報酬付与の申立て	273
(F) 都道府県権利擁護センターぱあとなあへ報告	274
3 後見終了時の事務	274
(1) はじめに	274
(2) 後見終了の原因	274
(A) 絶対的終了	274
(B) 相対的終了	274
(3) 後見終了時の事務	275
(A) 家庭裁判所へ連絡	275
(B) 終了の登記	275
(C) 財産の計算	275
(D) 報酬付与申立て	275
(E) 財産の引継ぎ	276
(F) 後見事務終了の報告	276
(4) 本人死亡後の事務	277
(A) 事務の種類と法改正	277
(B) 死亡の事実確認	277
(C) 遺体の引取り	277

(D) 死亡の届出	278
(E) 葬儀	278
(F) 火葬・埋葬	278
(G) 生前の入院費や施設利用料などの各支払いの対応	278
(H) 遺品の引取り	278
(I) 賃借アパート等の引渡し・家財道具の処分	278
(J) 各種資格証の返還、年金停止の手続	278

第12章 後見事務とリスク・マネジメント

1 リスク・マネジメント	279
2 リスクのとらえ方	279
(1) 後見事務に潜むリスク	279
(2) ハイリッヒの法則	280
(3) インシデントとアクシデント	280
3 後見事務とリスク	281
(1) 善管注意義務と身上配慮義務	281
(2) 事実行為と法律行為に付随する事実行為	282
(3) 成年後見人等ができること・できないこと	282
(4) 法律行為に付随する事実行為に関する事例検討	283
(5) 代理権目録等に記載されている範囲外の行為	285
4 リスクを減じるための手段	286
(1) 後見事務の記録	286
(2) 相談先の確保（一人で抱え込まないために）	286
(3) 制度の活用	287
(A) 複数後見人の活用	287
(B) 成年後見監督人等の選任（家庭裁判所の判断による）	287
5 これからの成年後見事務を考えるために——成年後見人等が遭遇しやすいリスク——	288

資料

【資料1】 意思決定支援を踏まえた成年後見制度の見直しと運用改善に関する本会意見の論点整理（中間まとめ）	292
【資料2】 『『成年後見制度利用促進基本計画の案』に盛り込むべき事項について』意見	296
【資料3】 市民後見のあり方に関する提言	300

【資料4】「後見制度支援信託」の運用にあたって（見解表明）	305
参考文献	306
編集・執筆者一覧	309